

**NEW**「ジャーナル掲載 休日に仕事の電話は問題？【その2】 11 月は「過労死等防止啓発月間」

11月は厚生労働省の推進する「過労死等防止啓発月間」ですが、「休日に上司などから業務連絡が電話やメールでくると、休んだ気持ちにならない」との報道がありました。「SNSの返信の強要」も問題で、一日何通なら違法という境界はないものの返信を強要した場合には、労基法上の指揮命令下におかれたと捉え、休日労働に該当する可能性があります。さらには、休み明けに「社会人なんだから、電話の一本ぐらいかけ直せ」「休日でも返信くらいはできるだろ」などと、上司が怒った場合はパワハラに該当し、返信を強要していることは休日労働にあたる可能性があるとして、労基法上の問題とも言えることを前号で紹介しました。

電話等の注意点もあるようですが、まず、緊急性がどの程度あるのかを組織内・部下に理解してもらうことが必要となります。それ以前に、休日に電話や連絡を行わない手立てを組織内で共有することが必要ではないでしょうか。大前提は「休日の連絡は控える」ことです。「緊急性」が高いことの基準・具体例を事前に示して共通理解をはかり、突然の呼び出し・連絡があった場合でも、共有されている事項なら気持ちもやや対応しやすくなるはずです。そして、日常的に業務の効率化をはかり、休日連絡がない仕組みを作っておくことが大切です。やむを得ない、万が一の緊急時に備えて、休日専用の緊急連絡をするためのグループチャットなどを作成しておけば、そこに送信することで、必要な人に必要な連絡が届くしくみをつくることができます。



もう一方、こうした連絡を平気でしてしまう意識を変えることです。人手不足、離職者防止のための管理職に対する研修の中で、ハラスメント防止の観点からもこの問題を扱う企業が増加しています。「短時間の電話くらい大丈夫」「社会人・組織人なんだから休日でも仕事のことを考えて当然」という人がいますが、上司と部下の関係において、部下は上司に連絡をとらないでほしいとは言えません。管理職に対して、部下への休日連絡は控える



べきで、心身に影響を与えて、労働問題に発展することもしっかりと教育する必要があります。会員組織の労働組合の場合は、このような管理職をしっかりチェックし、交渉などで指摘することも大切ですし、組合書記局などでは休日の業務や会議などがあり、全員が一斉に休日ということは難しいでしょうが、同様の問題が発生しないよう具体策を検討する必要があります。

NEW「厚労省 過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更について 24 年 8 月に変更

厚生労働省では、昨年 11 月から今年6月にかけて4回にわたり「過労死等防止対策推進協議会」を開催し、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(以下、「大綱」)の見直し案をまとめ、大綱の変更が 8 月 2 日に閣議決定されましたので、お知らせします。大綱は、「過労死等防止対策推進法」に基づき、おおむね今後3年間に於ける取組について定めるものであり、21 年(令和3年)に続き、3回目の変更になります。

厚生労働省は、この新たな大綱に基づき、関係省庁等と連携しながら、過労死ゼロを目指し、国民が健康に働

き続けることのできる充実した社会の実現に向けて、さまざまな対策に引き続き取り組んでいくとしています。

【新たな大綱に定めた過労死等防止対策の主な取組等】 要約

2. ・令和6年4月から全面適用された**時間外労働の上限規制の遵守を徹底、過労死等を繰り返し発生させた企業に改善計画を策定させる**など再発防止の指導を強化
・**フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行後の履行確保、個人事業者等の安全衛生対策・健康管理の強化、労災保険の特別加入制度の対象拡大等の取組を推進**
3. 芸術・芸能分野を重点業種等に追加、事業主に義務付けられているハラスメント防止措置の状況についても過労死等事案から収集・分析を実施
※自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療、建設業、メディア業界
4. 事業主は、管理職や上司、若年労働者に対する労働関係法令の研修等を実施、**労働組合は、職場で労働関係法令が適切に運用されているか定期的に確認する**など、国以外も含めた関係者による取組を推進

NEW 厚労省「2023(令和5)年度 過労死等の労災補償状況」などについて

精神障害の要因は「パワーハラスメント」が最多 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」
労働組合は、職場で労働関係法令が適切に運用されているか定期的な確認を！

厚生労働省がまとめた「2023(令和5)年度 過労死等の労災補償状況」では、「**脳・心臓疾患に関する労災請求件数は1023件(前年度比220件増)**、業務上認定件数は**216件(同22件増)**」となっています。請求件数・支給決定件数ともに「**運輸業、郵便業**」が最多、次に同じく「**卸売業・小売業**」となって、請求・支給決定件数ともに「**50～59歳**」が年齢別の最多となっています。

また、**精神障害に関する労災請求件数は3575件(同892件増)**で、業務上認定件数は**883件(同173件増)**で最多要因はパワーハラスメントとなっています。この中で、精神障害を発症に関与したと考えられる事象の心理的負担の強度を評価して出来事別でみる支給決定件数の最多は157件の「**上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメント**」、ついで111件の「**業務に関する悲惨な事故や災害の体験、目撃をした**」、「**セクシャルハラスメントを受けた**」103件となっています。

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」では、「職場におけるハラスメント防止・解決のための周知・啓発の実施」として、厚労省作成のハラスメント防止対策パンフレット等の活用、**12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な取り組みを行う**としています。カスタハラ対策については22年に公表した「**カスタマーハラスメント対策企業マニュアル**」のさらなる周知、取り組み支援も行おうとしています。

職場のハラスメント 対策リーフレット



就活ハラスメント 対策リーフレット



カスタマーハラスメント 対策リーフレット



厚生労働省 労働政策・労働安全衛生局 労働安全衛生課 労働安全衛生部 労働安全衛生部 労働安全衛生部

匿名性 プライバシー確保

カスタマーハラスメントとは
顧客等からの不当な差別的行為や不当な要求を指します

カスタマーハラスメント 相談無料 悩み相談室

例えばこのようなことでお困りではありませんか？

- ① 顧客からの不当な差別的行為や不当な要求
- ② 顧客からの不当な差別的行為や不当な要求
- ③ 顧客からの不当な差別的行為や不当な要求
- ④ 顧客からの不当な差別的行為や不当な要求
- ⑤ 顧客からの不当な差別的行為や不当な要求
- ⑥ 顧客からの不当な差別的行為や不当な要求

お悩み・お困りの方、ご相談ください。

相談受付
<https://harassu-soudan.mhlw.go.jp/>

受付時間：2023.10.16～2023.10.27
受付時間：10時～18時（土日祝日も受付）

厚生労働省労働政策・労働安全衛生局 労働安全衛生課 労働安全衛生部 労働安全衛生部 労働安全衛生部

再掲載 厚生労働省「過労死等防止対策推進シンポジウム(北海道会場)」が開催されます
厚生労働省「過労死等防止対策推進シンポジウム」北海道会場で検索してください

■ 中 | 災 | 防 | 技 | 術 | 支 | 援 | 部 | 情 | 報 |

令和6年度の研修・セミナーの開催日程もホームページに掲載しています。
詳しくは、各研修等のページをどうぞご確認ください。
<https://www.iisha.or.jp/seminar/oshms/index.html>

■ 労働安全衛生総合研究所 <https://www.jniosh.johas.go.jp/>

■ 北海道産業保健総合支援センター（産保センター） <http://www.hokkaidos.johas.go.jp/>

■ 職場のあんぜんサイト (mhlw.go.jp)

■ 労働調査会 <https://www.chosakai.co.jp/>

■ 日本産業カウンセラー協会北海道支部

一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部 (counselor.or.jp)

【必見】「2024 年度 働く人の悩み相談室」開設中！しております。詳しくは[こちら](#)から お申込み・お問い合わせは下記までご連絡下さい。▼ご予約は電話：011-209-7000（平日 9 時～17 時 ※土日祝日はお休み）メール：sapporo@counselor.or.jp（当日をご希望の方はお電話での受付になります。）

○ 個人の方へ | カウンセリングのご相談 | 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北海道支部 (counselor.or.jp)

○ 日本産業カウンセラー協会 <http://www.counselor.or.jp/>

<行政>

■ 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

■ 厚生労働省 北海道労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

■ 北海道 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

■ こころの耳（メンタル専用サイト） <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

「事例紹介」に検索機能を追加しました。

[こころの耳 Q&A](#) | [こころの耳:働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト \(mhlw.go.jp\)](#)

■ パワハラポータルサイト「明るい職場応援団」 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

■ アスベスト情報 <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

■ 独法 労働政策研究・研修機構（JIL） <https://www.jil.go.jp/>

■ いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター（IMC） <http://ijimemental.web.fc2.com/index.html>

<おすすめHP>

- [ガン情報 がん対策情報センターについて](#)
- [がんと仕事のQ & A](#)
- 過労死防止学会 <http://www.jskr.net/>
- 全国過労死を考える家族の会 <http://karoshi-kazoku.net/>
- 日本アドラー心理学会 <http://adler.cside.ne.jp/index.html>

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル 5F

事務局長理事 木下真一 TEL 011-272-8855

safety@rengo-hokkaido.gr.jp

ろうきん ははたらく人なら **こ**でもご利用いただけます!!

ろうきんは、預金やローンなど、はたらく人が利用しやすい商品やサービスを提供している **非営利の金融機関** です!

パート・有期契約・派遣などの雇用形態の方はもちろん、生協（コープ）を利用している方もご利用いただけます。

ろうきんは、はたらく人のための金融機関です。

こくみん共済 coop では **自賠責共済** を取り扱っています!

自動車損害賠償責任共済

ご契約車両を運転中に、他人にけがをさせたり、死亡させたりした場合の対人賠償事故を補償します。

自賠責共済とは?
自動車損害賠償責任共済法に基づいて、道路を走るすべての自動車（二輪車を含む）に、自賠責共済を交付する際に、加入が義務付けられている共済（保険）です。

もし、自賠責共済（保険）に加入していないと?
未加入で運行した場合、法律により罰せられます。

加入の 免許停止（最長期間 6 月）
1 年 以下の 懲役（50 万円 罰金）

添付・バイクをお持ちの方は特に注意!
事故補償のない「軽・250cc 以下のバイク」は、自賠責共済（保険）の有効期間内に特に注意が必要です。1 年一発、有効期間のご確認を!

バイク一対と乗客で加入を要します。

こくみん共済 北海道推進本部